

競技運営留意事項

〔 京都フットボールリーグを主に記載していますが、他の大会でも基本的に同様の運営とする。
但し、他の各大会は連盟運営委員が運営を担当する。 〕

| 項 目 | 留 意 事 項 |
|-----------------------------------|---|
| ① 試合日程 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合日程は、速報版・日程表前期・後期・ホームページで洩れのないよう確認しておくこと。 【京都フットボール連盟 HP https://kyotofa.com】 ・ 試合の日程変更は、各方面に混乱をもたらすので、連盟が承認するもの以外一切認めません。 |
| ② 試合時間 交替選手 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 部 40分－10分－40分 9人登録のうち6名まで(交代回数はHTを除く3回) ・ 2 部 40分－10分－40分 9人登録のうち6名まで(交代回数はHTを除く3回) ・ 3 部 30分－5分－30分 9人登録のうち8名まで ・ 4 部 30分－5分－30分 9人登録のうち8名まで ・ シニア 別途シニア規定に準ずる |
| ③ ユニホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手チームと同色にならぬよう、異色のサブユニホーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)を準備しておくこと。 ・ ユニホーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は、統一すること。 ・ 審判員は黒色を着用するので、同色に近いユニホームの使用は原則認めない。 |
| ④ 試合会場 準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理者に確認を得て準備すること。(運営引継確認表記入) ・ 第1試合の両チームが分担して行う。<u>本部席も必ず設置すること。</u> ・ 準備が遅れた時は、試合時間を縮める。 ・ ラインは正しく引くこと。 ・ 使用した諸器具は必ず倉庫に返却しておくこと。 |
| ⑤ 練習 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合中のゴール裏でのアップはボールを使わないこと。 ・ 審判担当・施設係員の指示に従うこと。 |
| ⑥ ・メンバー表 ・選手登録証 ・試合球の 提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 試合開始 60 分前までに必ず 3 枚作成し、審判担当に提出し確認を受け、相手チームに提出すること。交代要員を忘れずに記入しておくこと。 ・ 登録選手以外は、出場できない。なお、不正出場が認められた場合、その選手を退場させ、試合は続行させること。以後の処置は(一社)京都府サッカー協会規律委員会および運営委員会で決定する。 |
| ⑦ 試合球 | <p>1・2 部リーグについては所定のボールを審判担当チームが準備すること。</p> <p>3・4 部・シニアリーグは両チームが公認球で極力新しいものを準備し、試合開始前に審判に手渡すこと。</p> |
| ⑧ 選手の交代 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交代の際は必ず、交代用紙に記入の上、本部席へ提出し、レガース・スパイク等を審判担当(4 審)が確認する。 ・ 確認後、ハーフウェイラインの外側で主審に合図し、退場する選手が退いた後、主審の許可を得て入ること。 |
| ⑨ ラインの補修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ラインが不明確になったときは、両チームが分担して修正すること。 ・ 審判担当はそれを命令する権限を持つ。 |
| ⑩ 試合の進行 | <p>主審は、試合が定刻に進行するように充分配慮すること。</p> <p>試合進行には審判並びに両チームは協力すること。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| ⑪ 後始末 | <ul style="list-style-type: none"> 最終試合の両チームが、分担して諸器具を点検して倉庫へ返納すること。 ラインカー、石灰、コーナーフラッグ、机、イス等の借用した器具は運営引継確認表でチェックすること。 各会場、施設の管理者に確認を得ること。 SBS ロジコム 吉祥院公園球技場・下鳥羽・宝が池のゴールネットは、はずさなくてよい。 ゴミは必ず持ち帰る。 |
| ⑫ 試合結果等の報告 (審判担当) | <ul style="list-style-type: none"> 第1試合の審判担当チームに「京都フットボールリーグ 試合結果報告書及び運営引継表」用紙を前週頃に送付するので、この用紙を審判担当チーム間で次々に引継ぎ、必要事項を記入する。 最終試合の審判担当は、「京都フットボールリーグ 試合結果報告書」を京都フットボール連盟にメールまたはFAXする。 審判報告書、記録用紙および運営報告書を、京都フットボール連盟へ試合終了後から翌日中までにメールまたはFAXすること。(できるだけHPよりダウンロードし、メール添付で送信) <メール> 京都フットボール連盟 kyo2002@topaz.ocn.ne.jp <FAX> 京都フットボール連盟 075-212-6221 |
| ⑬ 試合結果報告 (チーム) | <ul style="list-style-type: none"> 試合をした両チームは、それぞれ試合結果通知書に入力の上、京都フットボール連盟へ翌日中までに Google フォームより送信すること。 |
| ⑭ 運営手当 (審判担当チーム) | <ul style="list-style-type: none"> 審判担当チームには運営手当を支給する。但し、1部はゴールノート、2部は運営報告書・記録用紙をもって、3・4部、シニアは運営報告書・審判報告書をもって、年度末に受領分に対し支払う。 (1,000円/試合) |
| ⑮ 審判員心構え | <ul style="list-style-type: none"> 必ず登録審判員が行うこと。 審判員の用具は、全て審判員が準備すること。審判服は必ず着用すること。 審判員(主審・副審)は、必ずワッペンを胸につけること。 試合の運営等の全責任者であることを自覚し行動すること。 |
| ⑯ 棄権 | <ul style="list-style-type: none"> いかなる理由にせよ、試合を無断で棄権してはならない。 選手が11名揃うことは当たり前であるが、不測の事故等の場合、最低7名で試合できる。 (6名以下は棄権) |
| ⑰ 警告・退場 | <ul style="list-style-type: none"> 警告・退場処分を与えた主審は、その内容を所定の審判報告書に必ず記入のこと。処置については、(一社)京都府サッカー協会規律委員会から通知する。 詳細は別紙【懲罰基準適用に関する確認事項】を参照のこと。 |
| ⑱ 事故 | <ul style="list-style-type: none"> 競技場における選手および観衆の事故については、当連盟は責任を負わない。 ただし、重大な事故があった場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに運営委員長に報告すること。 救急車を要請するケガの場合、チーム責任で対処するとともに連盟への報告を行うこと。 (運営報告書に記入する) 管理事務所に必ずその旨連絡すること。 スポーツ保険には出来るだけ入ること。 |
| ⑲ その他 (会場ルールの厳守) | <ul style="list-style-type: none"> 競技場の器物は大切に扱うこと。競技場のルールは厳守すること。 盗難等の事故の無いよう、各チームにおいて充分配慮してください。 ゴミを放置しないこと。ゴミは必ず持ち帰ること。 特にタバコ・チューイングガムは、人工芝・施設内厳禁。 会場内「禁煙」の施設が増えていますので、注意すること。 |